



長野県報

8月9日(月)
平成16年
(2004年)
第1582号

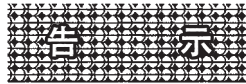
目次

告示

- 生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(厚生課) 1
- 生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課) 2
- 生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(厚生課) 2
- 生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の名称等の変更(厚生課) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの事業所の廃止(高齢福祉課) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定及び指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉課) 3
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路維持課) 4
- 道路の供用の開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路維持課) 5
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく指定登録機関の住所変更の届出(建築管理課) 6
- 地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結(監査委員事務局) 6
- 長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課) 6
- 長野県収入証紙売りさばき人の名称変更(会計課) 6
- 長野広域連合契約の変更(市町村課) 6
- 長野県選挙管理委員会選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部改正(選挙管理委員会) 7
- 昭和53年長野県地方労働委員会告示第1号(長野県企業局労働組合の非組合員の範囲の認定)の一部改正(地方労働委員会) 13

公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧(水環境課生活排水対策室) 14
- 一般競争入札(廃棄物対策課廃棄物監視指導室) 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(2件)(産業振興課) 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出書及び添付書類の縦覧(産業振興課) 16
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許試験(森林保全課) 16
- 一般競争入札(産業活性化・雇用創出推進局) 18



長野県告示第471号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
けやき薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11328-4	平成16年5月31日
こまがね薬局	駒ヶ根市赤穂3260-3	平成16年5月31日

厚生課

長野県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
けやき薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11328-4	平成16年6月1日
さかき皮膚科	南安曇郡豊科町成相大久保通り1-1	平成16年6月3日
やまびこ歯科クリニック	松本市大字笹賀1904-1	平成16年7月1日
石川醫院	松本市大字島立451	平成16年7月12日
大手コトブキ薬局	松本市大手5-7-10	平成16年7月1日
藤田医院ペインクリニック	伊那市大字伊那部2163	平成16年7月1日
岩船ヤノ薬局	中野市大字岩船354-1	平成16年7月1日
石原眼科	中野市岩船西條374-2	平成16年7月1日
こまくさ野村クリニック	塩尻市大字広丘野村922番地イの2	平成16年7月6日
吉沢内科クリニック	千曲市大字屋代字内田95-1	平成16年7月22日

厚生課

長野県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
e 整骨院	上田市緑ヶ丘3-21-9	平成16年7月1日
温故堂整骨院	松本市両島6-18	平成16年7月1日

厚生課

長野県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
医療法人 いろかわ医院	埴科郡坂城町大字坂城10096番地6	埴科郡坂城町大字坂城10096番地6	埴科郡坂城町大字坂城10057番地	平成16年6月1日
社団法人 松本薬剤師会 会宮村井薬局	松本市大字芳川村井町1200-1	社団法人 松本薬剤師会 会宮村井薬局	社団法人 松本薬剤師会 会宮村井調剤薬局	平成16年7月1日

医療法人 深聖会 しのぎ内科呼吸器科クリニック	松本市南松本2-13-12	松本市南松本2-13-12	松本市南松本1丁目7番8号	平成16年7月1日
東部町立ひまわり病院	小県郡東部町大字鞍掛198	小県郡東部町大字鞍掛198	小県郡東部町大字県165-1	平成15年10月6日
東御市民病院	東御市鞍掛198	東御市民病院	東部町立ひまわり病院	平成16年4月1日
東御市立みまき温泉診療所	東御市布下6-1	東御市立みまき温泉診療所	北御牧村温泉診療所	平成16年4月1日

厚生課

長野県告示第475号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
富竹クリニック	長野市富竹1628番地2	平成16年6月1日

(2) 通所リハビリテーション

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
医療法人つかさ会山田眼科	長野市緑町1102番地	平成16年7月30日

(3) 短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
養護老人ホーム普携寺香風園	千曲市上山田2454番地	平成16年7月31日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
医療法人つかさ会山田眼科	長野市緑町1102番地	平成16年6月30日
矢嶋医療商会指定居宅介護支援事業所	茅野市ちの3494番地	〃 〃
有明苑	南安曇郡穂高町有明7261番地3	平成16年7月1日

高齢福祉課

長野県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイリスケアセンター高田	長野市高田1031番地1	平成16年8月1日
ヘルパーステーションしなのき	松本市里山辺1247番地1	〃 〃

(2) 訪問入浴介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アースサポート株式会社長野在宅サービスセンター	長野市吉田3丁目6番24号	平成16年8月1日

(3) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
飯田橋木下医院	飯田市鼎西鼎615番地1	平成16年8月1日

(4) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ユ-歯科診療所	駒ヶ根市赤穂4225番地1	平成16年5月1日
寿ヶ丘薬局	松本市中山大久保7407番地7	〃 〃
わかば薬局	佐久市岩村田1335番地3	〃 〃
古島内科胃腸科医院	飯田市主税町5番地	平成16年5月11日
飯田橋木下医院	飯田市鼎西鼎615番地1	平成16年5月17日
ねむの木公園クリニック	佐久市佐久平駅北12番地3	平成16年6月1日
大桑はなの木薬局	木曾郡大桑村長野2861番地4	〃 〃
美里薬局	小諸市耳取988番地9	〃 〃

(5) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所しなのき	松本市里山辺1247番地1	平成16年8月1日
宅老所せりた	長野市稲葉中千田沖2056番地	〃 〃
いいさとねっと梅戸	上伊那郡飯島町飯島2329番地7	〃 〃

(6) 短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
特別養護老人ホーム香風園	千曲市上山田2454番地	平成16年8月1日

(7) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホーム「虹の郷」	上水内郡豊野町豊野下神代699番地	平成16年8月1日

(8) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
綿半レンタル長野店	長野市南長池205番地	平成16年8月1日
有限会社山室家具店	飯山市飯山5238番地2	〃 〃

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
コープながの福祉センター上田ケアマネーション	上田市古里篠ノ井原740番地2	平成16年8月1日
あさひ介護支援センター	長野市稲葉中千田沖2056番地	〃 〃
みやもと鍼灸整骨院	長野市鶴賀田町2123番地	〃 〃

高齢福祉課

長野県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年8月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 142号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
小県郡和田村字塩ノ上山3402番の1地先から 小県郡和田村字塩ノ上山5390番の13地先まで	旧	8.7~28.0	0.1808
同 上	新	8.7~53.0	0.1808

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小諸上田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市大字蒼久保字中村361番の2地先から 上田市大字蒼久保字中村564番の1地先まで	旧	m 4.3~10.3	km 0.3502
同 上	新	5.5~25.0	0.3524

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小諸上田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市大字古里字道地2483番の1地先から 上田市大字古里字道地2489番の1地先まで	旧	m 5.5~15.8	km 0.1744
同 上	新	12.0~30.0	0.1756

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 丸子東部インター線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
小県郡丸子町大字長瀬字上平1378番の5地先から 小県郡丸子町大字長瀬字宮原1744番の1地先まで	旧	m 7.9~15.4	km 0.2668
同 上	新	8.2~29.4	0.2652

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 矢沢真田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市大字殿城字乱橋1251番の1地先から 上田市大字殿城字滝1260番の1地先まで	旧	m 6.8~13.4	km 0.1687
同 上	新	9.8~25.0	0.1683

道路維持課

長野県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年8月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年8月9日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 路線名 142号
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡和田村字塩ノ上山3402番の1地先から
 小県郡和田村字塩ノ上山5390番の13地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成16年8月9日
 2(1) 路線名 小諸上田線
 (2) 供用を開始する区間
 上田市大字蒼久保字中村389番の3地先から
 上田市大字蒼久保字中村564番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年8月9日
- 3(1) 路線名 小諸上田線
- (2) 供用を開始する区間
上田市大字古里字道地2483番の1地先から
上田市大字古里字道地2489番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年8月9日
- 4(1) 路線名 丸子東部インター線
- (2) 供用を開始する区間
小県郡丸子町大字長瀬字上平1527番の4地先から
小県郡丸子町大字長瀬字宮原1738番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年8月9日
- 5(1) 路線名 矢沢真田線
- (2) 供用を開始する区間
上田市大字殿城字乱橋1253番のロ地先から
上田市大字殿城字滝1260番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年8月9日

道路維持課

長野県告示第479号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年8月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県白田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 下仁田白田線
- 2 供用を開始する区間
南佐久郡白田町大字田口字高橋2081番の1地先から
南佐久郡白田町大字三分字塚田452番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年8月10日

道路維持課

長野県告示第480号

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第20条第2項の規定により、指定登録機関の住所の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定登録機関の名称
財団法人長野県建築住宅センター
- 2 指定登録機関の住所
変更後 長野市篠ノ井御幣川306番地1
変更前 長野市大字中御所字岡田79番地5
- 3 変更年月日
平成16年7月30日

建築管理課

長野県告示第481号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年8月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成16年7月12日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
(1) 氏名 安井 洸治
(2) 住所 東京都杉並区西荻南4丁目15番2号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

長野県上伊那地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成16年7月28日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成16年8月9日

長野県上伊那地方事務所長 田山重晴

名称 住所

デイリーヤマザキ伊那合庁通り店 伊那市伊那3619-2

会計課

長野県松本地方事務所告示第6号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成16年7月16日、次のとおり売りさばき人の名称変更の届出がありました。

平成16年8月9日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

新名称 松筑自家用自動車協会

旧名称 社団法人 長野県自家用自動車協会松筑支部

会計課

長野県長野地方事務所告示第4号

長野広域連合長から申請のあった長野広域連合規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成16年7月23日付けで許可しました。

平成16年8月9日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

市町村課

選告示第44号

長野県選挙管理委員会選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成16年 8 月 9 日

長野県選挙管理委員会委員長 中 村 幸 枝

第24条から第26条までを次のように改める。

(期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の氏名等の告示の様式)

第24条 政令第49条の7の規定により読み替えて適用する政令第25条の規定による告示は、様式第23号によりするものとする。

(期日前投票所の投票立会人の選任通知書)

第25条 市町村選挙管理委員会は、法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定による承諾を得たときは期日前投票所の投票立会人選任承諾書(様式第24号)を徴するものとし、この規定による通知は期日前投票所の投票立会人選任通知書(様式第24号の2)に準じてするものとする。

2 政令第49条の7の規定により読み替えて適用する政令第27条の規定による通知は、期日前投票所の投票立会人の氏名等の通知書(様式第24号の3)に準じてするものとする。

(期日前投票所開閉時刻繰上げ(繰下げ)の告示及び通知の様式)

第26条 法第48条の2第3項において準用する法第40条第2項の規定による告示及び通知は、様式第24号の4及び様式第24号の5によりするものとする。

第26条の次に次の2条を加える。

(期日前投票所の告示の様式)

第26条の2 法第48条の2第3項において準用する法第41条第1項の規定による告示は、様式第24号の6によりするものとする。

2 法第48条の2第3項において準用する法第41条第2項の規定による告示は、様式第24号の7によりするものとする。

(期日前投票の送致書)

第26条の3 投票管理者は、法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用する法第55条の規定により投票箱を市町村選挙管理委員会に送致するときは、投票立会人と連署した送致書(様式第24号の8)を添えるものとする。この規定により、市町村選挙管理委員会が投票箱を開票管理者に送致する場合も同様とする。

第28条から第32条までを次のように改める。

(在外投票を行う期日前投票所の告示の様式)

第28条 政令第65条の13第3項の規定による告示は、様式第26号によりするものとする。

第29条から第32条まで 削除

第35条中「及び不在者投票管理者」を「、期日前投票の投票管理者及び不在者投票管理者」に改める。

第36条中「投票管理者」を「投票所及び期日前投票所の投票管理者」に改める。

様式第5号中「(様式第5号)」を「(様式第5号)(第8条関係)」に、「縦覧期間 年 月 日から 年 月 日まで」を「縦覧期間 年 月 日」に改める。

様式第6号中「(様式第6号)」を「(様式第6号)(第9条関係)」に改め、「から 年 月 日まで 日間」を削る。

様式第23号及び様式第24号を次のように改める。

(様式第23号)(第24条関係)

選告示第 号

年 月 日執行の(何)選挙の本市(町村)における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏 名 印

期日前投票所名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		職務を行うべき日
	住所	氏名	住所	氏名	
					年 月 日から 年 月 日まで

(様式第24号)(第25条関係)

期日前投票所の投票立会人選任承諾書

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

住 所

所属政党その他の政治団体名

氏 名 印

年 月 日執行の(何)選挙において、年 月 日に期日前投票所の投票立会人となることを承諾します。

様式第24号の次に次の7様式を加える。

(様式第24号の2)(第25条関係)

期日前投票所の投票立会人選任通知書

年 月 日

氏 名 殿

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏 名 閣

貴殿を 年 月 日執行の(何)選挙において、 年 月 日に行う 期日前投票の投票立会人に選任しましたから、 年 月 日午前 時 分までに印鑑を持参のうえ(何)期日前投票所(施設名)へ参会してください。

(備考) 期日前投票所の施設名は、具体的に記載すること。

(様式第24号の3)(第25条関係)

期日前投票所の投票立会人の氏名等の通知書

年 月 日

(何)期日前投票所 投票管理者 氏 名 殿

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏 名 閣

年 月 日執行の(何)選挙(何)期日前投票所(施設名)の投票立会人として下記のとおり選任しましたから通知します。

記

住 所	氏 名	政党その他の政治団体の名称	投票に立ち会 うべき日	備 考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

(様式第24号の4)(第26条関係)

選告示第 号

年 月 日執行の(何)選挙における期日前投票所の開閉時刻を次のとおり繰上げ
(繰下げ)した。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏 名 印

期日前投票所名	投票開始時刻	投票閉鎖時刻	期日前投票所施設名

(備考) 1 期日前投票所施設名は、具体的に記載すること。

2 期日前投票所を1箇所のみ設ける場合には、当該期日前投票所の開閉時刻を繰上げし、又は繰下げすることはできない。

(様式第24号の5)(第26条関係)

期日前投票所開閉時刻繰上げ(繰下げ)通知書

年 月 日

期日前投票管理者 氏 名 殿

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏 名 印

年 月 日執行の(何)選挙における(何)期日前投票所の開閉時刻を次のように
繰上げ(繰下げ)します。

記

- 1 開始時刻
- 2 閉鎖時刻

(様式第24号の6)(第26条の2関係)

選告示第 号

年 月 日執行の(何)選挙における期日前投票所を次の場所に設ける。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏

名 印

期日前投票所名	場 所	期日前投票所施設名

(備考) 1 期日前投票所施設名は、具体的に記載すること。

2 期日前投票所を2箇所以上設ける場合には、期日前投票所を設ける期間の欄を設けること。

(様式第24号の7)(第26条の2関係)

選告示第 号

年 月 日執行の(何)選挙における期日前投票所は(何々)のため次のとおり変更した。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏

名 印

期日前投票所名	変更前の所在地及び期日前投票所施設名	変更後の所在地及び期日前投票所施設名

(備考) 期日前投票所施設名は、具体的に記載すること。

(様式第24号の8)(第26条の3関係)

送 致 書

年 月 日

市町村選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

(開票管理者(選挙長) 氏 名 殿)

(何)期日前投票所 投票管理者 氏 名[㊤](何)投票立会人 氏 名[㊤]

" "

(市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名[㊤])

年 月 日執行の(何)選挙の投票箱等を次のとおり送致します。

1	投票箱(かぎ(何)個とも)	個	
2	期日前投票所投票録	通	
3	選挙人名簿又はその抄本	冊	
4	在外選挙人名簿又はその抄本	冊	
5	選挙投票者調	通	
	男女別	投票者数	備考
	男		
	女		
	計		
6	その他		

様式第25号中「(様式第25号)」を「(様式第25号)(第27条関係)」に、「市(町村)(何選挙区)(何)投票所」を「市(町村)(何選挙区)(何)(期日前)投票所」に改める。

様式第26号を次のように改める。

(様式第26号) (第28条関係)

選告示第 号

年 月 日執行の(何)選挙において、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を次のとおり指定する。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏

名 印

期日前投票所名	場 所	期日前投票所施設名

(備考) 期日前投票所施設名は、具体的に記載すること。

様式第30号中「市(町)村(何)投票所投票管理者」を「市(町村)(何)(期日前)投票所投票管理者」に改める。

様式第60号中「本籍」を「本籍地の都道府県名」に改める。

選挙管理委員会

長野県地方労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定により、平成16年6月4日、長野県公営企業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する長野県企業局労働組合について、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を認定しましたので、昭和53年長野県地方労働委員会告示第1号(長野県企業局労働組合の非組合員の範囲の認定)の一部を次のように改正します。

平成16年8月9日

長野県地方労働委員会

表中 「総務課企業指導幹 電気課発電推進幹 課長補佐(代決権を有するものに限る。)」を

「総務課企画幹」に、「総務課総務管理係」を「総務課総務係」に、「庶務課長」を「総務課長」に、

「発電建設事務所の所長及び庶務課長 ガス管理事務所の所長及び次長 水道管理事務所の所長及び次長 水道用水管理事務所の所長及び次長 有料道路管理事務所長」を

「ガス管理事務所の所長及び業務課長 水道管理事務所の所長及び業務課長 水道用水管理事務所の所長及び業務課長」に改める。

地方労働委員会